

令和6年第6回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和6年12月10日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年12月18日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	11 番 北 守	12 番 坪井 信義
13 番 小林 豊		
- 5 欠席議員 中西 友子（午前：欠席）
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
<small>会計管理者兼上下水道課長</small> 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
<small>まちづくり推進課長</small> 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建設課長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
生活環境室長 山口 成人	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 中西扶美代
上下水道課長補佐 中村 修穂	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

9 番 前川 さおり	議員
10 番 中西 友子	議員
 - 第 2 議案第72号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 3 議案第73号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 4 議案第74号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 5 議案第75号 町道の認定及び変更について（討論・採決）
 - 第 6 議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）（討論・採決）

- 第 7 議案第 77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（討論・採決）
- 第 8 議案第 78号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
- 第 9 議案第 79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第10 議案第 80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
- 第11 議案第 81号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第12 議案第 82号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
（討論・採決）
- 第13 議案第 83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

- 議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。
よって、令和6年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、
9番 前川 さおり 議員 10番 中西 友子 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 議案第72号

- 議長（小林 豊） 次に、日程第2、議案第72号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。
まず、本案に対する反対者の発言を許します。
7番、井上容子議員
- 7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第72号、町長、副町長

及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の改正は、補足説明にありました通り、令和6年の人事院勧告で、一般職員の、期末手当の支給月数を引き上げ改正、改定されることに伴い、町長、副町長、教育長の期末手当も同様に引き上げるものです。

本来、人事院が勧告の対象としているのは、一般職の職員でございます。

特別職とされる町長、副町長、教育長には人事院勧告の対象外とされており、人事院勧告に左右されず、定額でも問題ございません。

近隣でも、期末手当の報酬月数に変化のない町はございます。

また、先日の一般質問で先輩議員からも、特別職報酬等審議会を開き、3役の報酬を見直すべきでないかとの提案もございました。

報酬を見直し、増やすにしろ減らすにしろ報酬に見合った働きをしていただければ、問題はございません。

これだけの働きをしていると胸を張って定額をご提示いただければよいと考えます。以上のことから、町長、副町長、教育長の給与に関して、過去、私も賛成して参りました1人でございますが、考えが浅かったことを反省し、他の自治体の例や諸先輩議員の考え方などを勘案いたしまして、今回より反対の立場をとることにいたしました。各議員におかれましては、長い目を見た適切な判断をお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）次に、賛成者の発言を許します。

11番、北 守議員。

○11番（北 守）ただいま、議長の許可をいただきましたので、議案第72号の町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

国家公務員の給与勧告が令和6年度も8月8日でしたか、人事院により勧告されました。

まず、人事院勧告、いわゆる人勧については議員各位においてもですね、ご承知のことと存じますが、改めて申し述べますと、人事院の給与勧告は、労働基本権利規約、団結権、団体交渉権、争議権のこの3つの、労働三権ですけど、代償の措置として職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであるということで、常勤の国家公務員の給与水準と民間の水準との格差を比較しながら、毎年比較しながら基本的に勧告を行って参りました。

例えば、民間との格差が従来ですと5%を超えた場合その場合は必ず勧告が出ておりました。

ここ近年におきましては、5%以内、低成長の時代ですので5%以内でも勧告させまして、今回も3%でございますが勧告されました。

すなわち、民間企業と国家公務員との格差是正するものであり、景気の動向に応じて、プラスないしはマイナス、マイナスも今までありました、するものであります。

それに準じ、地方公務員ももとより、首長等、特別職、議会議員を、議会議決を経て、通常改正する運びとなっております。

この特別職の給料等につきましては、近隣の市町の特別職の状況と歩調を合わせて玉城町においても、国の人事院勧告通り実施するようにしてきました。

従って、従来から長きにわたる慣例として、同様の措置をとってきております。

仮に、本議案を否決し、次の次号の、議案第73号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを可決したら、特別職の給料と職員の給与総額が同等もしくは逆転してしまうというケースが生じかねません。

そのような現象を回避するためにも、特別職も職員同様にその時おりに応じて、期末手当等の改正すべきものと考えております。

以上のことによりこの議案第72号、町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、以上のような理由から、本案の賛成討論といたします。

パフォーマンス的な反対討論に左右されることなく、議員各位の常識的なご判断をお願いいたします。

これで賛成討論を終わります。

○議長（小林 豊）通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

従って、議案第72号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

◎日程第3 議案第73号

○議長（小林 豊）次に、日程第3、議案第73号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第73号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第74号

○議長（小林 豊）次に、日程第4、議案第74号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第74号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第75号

○議長（小林 豊）次に、日程第5、議案第75号 町道の認定及び変更についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第75号 町道の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第76号ないし日程第13 議案第83号

○議長（小林 豊）次に、日程第6、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし日程第13、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

これから予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

○議長（小林 豊）予算決算常任委員会、北 守委員長。

○予算決算常任委員会委員長（北 守）議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、合計8件の議案審査を、町長、副町長並びに教

育長、また、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において、各委員の質疑がありました。その結果を報告いたします。

まず、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について、歳入全般について、また、歳出については、総務費から予備費まで、各款ごとに委員各位の熱心な質疑が行われました。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出全般にわたり一括で質疑をしました。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号 令和6年度玉城町山村事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で本案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出全般にわたり一括で質疑をしました。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号 令和6年度玉城町介護老人保険施設事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、歳入歳出全般にわたり一括で質疑をしました。

本案に対する討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊）以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、質疑を省略します。

これから議案ごとに討論採決を行います。

まず、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第5号)について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○議長(小林 豊) 10番、中西友子議員。

○10番(中西 友子) 議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第5号)について反対の立場で理由を述べさせていただきます。

自治体システム標準化への移行作業に対するものです。

国が進める標準仕様ですが、独自のカスタマイズを行うことは、原則禁止されています。また、業務を国が必要と認めればいくらでも追加できます。

自治体の独自性を奪うことになり、国の指示に従うこととなりえません。

カスタマイズが認められたとしても、別費用が発生し過去には住民への費用軽減策やサービスをシステムを理由に拒否した他自治体の町長の事例も見られます。

問題が多い事業です。そのようなシステムに、移行することを認めることはできません。玉城町として独自のシステムを構築し、住民サービスに努めることを望みます。

以上を持って反対の理由とします。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

2番南雅彦議員。

○2番(南 雅彦) 議長の許可をいただきましたので、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第5号)につきまして賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、歳入において、町税、町民税、法人部門において企業の業績好調に伴い、2,500万円増収見込み。地方交付税では、特別交付税6,000万円の確定。

国庫支出金では、デジタル基盤改革支援補助金1億4,998万9,000円の受け入れ、また、低所得者の国民健康保険料軽減措置に伴う国庫県支出金の受け入れなどなど、非常に重要な予算編成になっております。

デジタル基盤改革支援補助金は、今後加速していくと考えられる自治体システムのデジタル化、IT化、国、県、他自治体との連携にも必要不可欠な補正予算と考えます。

安心安全対策の一環として、最近よく耳にし自治体窓口をはじめ各所で問題となっているカスハラ対策のための庁舎電話の修繕料。

多気町と連携して、外城田駅周辺の防犯カメラの設置。

住民の関心度の高い新体育館の調査業務委託料など、今後、玉城町をより前進するためには、重要な補正予算だと考えます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（小林 豊）続いて、本案に対する反対者の発言を許します。

7番井上容子議員

○7番（井上 容子）議長のお許しをいただきましたので、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について反対の立場で討論させていただきます。

歳出、10款教育費1項教育総務費1目事務局費において、高校野球110年を記念して、村山龍平翁の始球式のデザインのマンホールのふたを作る費用100万円が計上されております。

村山龍平翁のお姿があるため、踏まれてしまうのはふさわしくないとマンホールの蓋として使わないのであれば、記念に作るものはマンホールの蓋である必要はございません。

また、昨今多発する金属盗難を防ぐために、新たな予算が必要になることも予想されます。

デザインマンホールを設置して、集客を期待するアイデアはとても素晴らしいものであります。賛成するところでございますが、デザインマンホールにするならば、水道会計や観光の予算として計上し、村山龍平翁のお姿でなく、高校野球110年を記念することがわかる別のデザインに変更し、香雪園や村山龍平記念館の周辺にマンホールの蓋として設置することがふさわしいのではないのでしょうか。

また、あえて玉城町が高校野球110年に合わせて、何かをしなければいけない理由があるのでしょうか。

すでに、村山龍平記念館の前には、村山龍平翁の始球式の写真とともに、6年前に作ったばかりの高校野球100回を記念した立派な石像が石碑がございます。

村山龍平翁の功績を顕彰することが目的とのことですが、村山龍平生誕の地である香雪園にも大きく立派な石碑があり村山龍平記念館の存在、名誉町民の称号第1号、村山龍平記念館前の高校野球100回記念の石碑で功績を広く知らせて、表彰する気持ちは十分伝わります。

近年、石碑がどんどん増えて参りましたが、維持管理することにもお金がかかります。

何かを飾るのであれば、50年や100年など大きな節目に限定いただき、それ以外の記念の年は物を作るなら、同時に他の目的で利用できるものとし、管理の簡素化に努めることが時代に合った事業であると考えます。

第1回の始球式が1915年8月18日ですので、1並びの111年に合わせて、再来年に企画してもよいはずです。

今すぐマンホールの蓋を作り始めず、もう一度、他の方法がないか考える。もしくは、他の課や団体と意見を出し合いコラボレーションしてもよいのではないのでしょうか。

本来であれば、議会として備品購入費を何に使うかまで口出しすることは適切ではありません。しかし、マンホールの蓋をつくる予算を予備費に組み替えて仕切り直す修正案に賛同いただける議員を募ることができませんでしたので、反対の理由の表明をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊）次に、賛成者の発言を許します。

3番山口欣也議員。

○3番（山口 欣也）議長から発言の許可をいただきましたので、議案第76号 玉城町一般会計補正予算（第5号）につきまして、前段の議員に引き続き、私なりの見解で賛成の立場で討論いたします。

前段の議員の賛成討論において、私自身も共感するのは無論のことですが、加え本補正予算は歳入において、寄附金ふるさと応援寄附金での、企業版ふるさと応援寄附金4,100万円の受け入れ、県支出金、県補助金、農業費県補助金での新規就農者育成総合対策事業費県補助金690万円を受け入れ、町内、若手農業者の支援対策に特化した補正予算と考えます。

この予算を可決しなければ、今後、玉城町の農業を担う若者のやる気、熱意を削ぐことになりかねません。

未来の玉城町の農業のためにも、志のある青年のためにも、また追随する若者を募る上においても、本補正予算を否決することは断じてあってならないとはならないと考えます。

以上のような理由から、議案第76号 玉城町一般会計補正予算（第5号）の賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊）通告は以上ですので、討論を終わります。

続いて、議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊）挙手多数です。

従って、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論の通告が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番中西友子議員。

○10番（中西 友子）議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（

第3号) について反対の立場で、理由を述べさせていただきます。

社会保障税番号制度システム整備費用補助金が引き続き計上されていることについて反対をいたします。

国の方では、共有する電子カルテなど使用する際、自治体費を求めていく案が出されており、結果として負担が増えていく方向です。自治体負担ばかりが増えていきます。

今までの経過を見ても、町にとっても住民にとってもいいところは何もありません。以上をもって反対の理由とします。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

1番、坂本稔記議員。

○1番(坂本 稔記) 議長の許可をいただきましたので、議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、低所得者の保険料軽減措置に伴う地方交付税措置による予算の組み替え、人事院勧告による人件費の精査が主なものであります。

昨今の急激な物価高騰は、町民の日常生活や家計を圧迫しています。

特に、低所得者の方々にとっては大変な痛手となっているのは皆さんもご理解いただけるかと思えます。

これらを踏まえ、保険料軽減措置が組み込まれた本補正予算は非常に重要であると考えます。

また、債務負担行為においては、特定健診受診率向上対策事業を、次年度から2カ年にわたり実施することにより、事業の経費削減や町民の疾病を早期に発見することによる医療費の抑制、ひいては、国民健康保険料の負担軽減に繋がると予想します。

以上のような理由から本補正予算に賛成をいたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(小林 豊) 通告は以上ですので、討論を終わります。

続いて、議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

従って、議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) は委員長報告の通り可決されました。

議案第78号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号) から議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) について、討論の通告がありませんでしたので討論を省略し直ちに採決に入ります。

まず、議案第78号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）を採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第78号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）は委員報告の通り可決されました。

つぎに、議案第79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決、を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第81号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第81号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第82号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第82号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号) は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第2号) の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第2号) は委員長報告の通り可決されました。

暫時休憩します。

(午前9時40分 休憩)

(事務局よりお知らせいたします。執行部より追加議案の申し出がありましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。)

(午前10時04分 再開)

○議長 (小林 豊) 再開します。

議会運営委員会にて協議した結果、執行部からの申し出を追加議案として審議することに決定しました。

議案を配布する間、暫時休憩とします。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○議長 (小林 豊) 再開します。

ただいま、議案第89号 工事請負契約の変更について (玉城町立玉城中学校校舎等改修工事) 及び、議案第90号 令和6年度玉城町一般会計補正予算 (第6号) 並びに、発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について、が提出されました。

この際、議案第89号ないし発議第9号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 (小林 豊) 異議なしと認め、議案第89号ないし、発議第9号を、追加日程第1ないし追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第89号 ないし追加日程第3 発議第9号

○議長（小林 豊）追加日程第1、議案第89号工事請負契約の変更について（玉城町立、玉城中学校校舎等改修工事）町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第89号、工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年度第14号 玉城町立玉城町中学校校舎改修工事について、設計変更により、契約内容に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細は教育委員会事務局長から説明をさせます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）教育委員会事務局山下参事。

○教育委員会事務局長（山下 健一）教育委員会事務局 山下。

工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。

本件は、現在整備を進めております、玉城町立玉城中学校校舎等改修工事について、仕様の一部に変更が生じ、契約金額を変更したく、提案するものでございます。

それでは、議案第89号の資料をご覧ください。

5番、変更内容におきまして、既契約金額1億5,400万円に対し、変更契約金額3,226万7,400円を追加し、変更後契約金額を1億8,626万7,400円とするものでございます。

7番の主な変更の内容といたしまして、建築工事の、外部改修工事において、外壁シーリングベランダのコンクリート手すりの撤去、ウレタン塗膜防水モルタル充填、クラック補修、外壁複層塗材、外配管塗装、ベランダ手すりのステンレスからアルミへの変更など、数量増減及び追加によるものでございます。

特に、ベランダの取り付け部分の傷みが激しく、モルタル充填の数量が大きく増加しております。

また、内部改修工事において、給食調理室の床の一部のスラグが薄かったため、取り壊し、スラブの打ち直しを行ったため、接着系アンカースラブコンクリートの数量増加。

その他、ステンレス製のグレーチング防水下地モルタル補修、階段手すり、合成樹脂調合塗料の追加によるものでございます。

さらに、電気設備工事において、LED照明器具の数量減少、給食調理室の厨房機器の配管配線の更新及び照明器具吊りボルト施工の追加、また、機械設備工事において、給食調理室の給湯設備工事等の追加によるものであります。

内部、外部ともに徹底した補修を行い、生徒が安全に快適に過ごせるよう心掛け工事を行っております。

また、外壁の塗装色については、美術部の協力得たもので、一度ご覧になってくだ

さい。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、委員会付託を省略します。

続いて、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。

ございませんか。以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。討論の申し出はありませんので、省略します。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第89号工事請負契約の変更について（玉城町立玉城中学校校舎等改修工事）は、原案の通り可決されました。

◎追加日程第2 議案第90号

○議長（小林 豊）追加日程第2、議案第90号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第90号。令和6年度玉城町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,590万円を追加し、補正後の予算総額を75億9,526万7,000円とするものであります。

昨日、国の令和6年度補正予算が可決成立いたしました。

当町としましても、早期に低所得世帯向け給付金の支給を開始するため、今般追加で審議をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、令和6年度、物価高騰対応。

令和6年度物価高騰対応。重点支援地方交付金の支給に要する経費を計上いたしております。

寄付内容としましては、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円に加え、子供1人当

たり2万円を給付するもので、約1,300世帯が寄付対象となります。

なお、議決後は直ちに準備に入り、1月の支給に向けて進めて参ります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案についても、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、委員会付託を省略します。

続いて、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。ございませんか。

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。

討論の申し出はありませんので、省略します。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第90号令和6年度玉城町一般会計補正予算(第6号)は原案の通り可決されました。

◎追加日程第3 発議第9号

○議長（小林 豊）次に、日程第3 発議第9号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会院長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に、された事件はすべて終了しました。

従って、会議規則第七条の規定により、本日で閉会、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

今期定例会の提案のすべての議案につきまして、原案承認を賜りました厚く御礼を申し上げます。

また、会期中に賜りました、貴重なご意見、今後の町政推進に、参考にさせていただきたいと思っております。

今年も、残すところ、10日あまりとなったわけであります。

新しい年も、議員の皆さんはじめ、町の皆さん方にとりましても、玉城町にとりましても、良い年を迎えられますことを祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○議長(小林 豊) これで令和6年第6回玉城町議会定例会を閉会します。

(午前10時18分 閉会)